

街の不動産トラブルを解決する

33 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは、一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。

不動産賃貸業務では、退去 義が明文化されましたが、当時における「敷金精算」原状 事者として、時に第三者として回復費用トラブルに多く関 経験した上で双方の立場にわかってきました。たとえ契約 なるって考え行動する事が重要 だと思えました。また、不動産売買業務では、建物内部による給排水管による瑕疵(土地工作物責任)を争点に訴訟も一部関わりました。



瀬川仁之氏

不動産管理業を主軸に業務を行っている上で、トラブルが起きる可能性は常に付きまといまふ。業務上非行行為にならないような行動を徹底しています。トラブルが起つた時に何か自分自身にもできることはないかと模索し

資格・総合

【調停人候補者】

瀬川仁之氏

株式会社ハラ不動産 代表取締役 (静岡県浜松市)

ADRのメリットとしては、やはり時間や費用も抑えられ、非公開での手続きを進めることができることも大きいと思えます。不動産トラブルにも様々なものがあり、司法の判断により解決しないケース

これからも私は、「一人と一つを大切に」を合言葉に、実務を通してだけでなく、専門知識や倫理の向上を怠ることなく努めていきます。また、地域の皆様が困った時に頼っていただける、なくてはならない存在になれるよう調停人候補者という資格を通して目指していきたいと思えます。



事務所外観

ていたところ、調停人候補者という資格制度を知りました。会社の業務だけではなく、個人賃貸オーナーとしていずれ当事者にもなる可能性もあり、ADR(裁判外紛争解決)によって訴訟に発展しそうな案件を事前に仲裁し未然に防ぐことができ来る可能性に惹かれ、お役に立ちたいという思いから調停人候補者となりました。

スを除けば、当事者の自由な意思と努力によりお互いが合意し、誠実な態度に基づいて紛争を未然に防ぐことができるとは、誰もが平等に使える制度だと考えます。だからこそ、ADRという手続きを少しでも地域の皆様に知っていただけるよう周知していきたいです。